

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員研修規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第10条第2項を次のように改める。

2 市長は、次に掲げる団体から申出があったときは、当該団体の職員を研修に参加させることがある。

(1) 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

(2) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第2条第2号に規定する外郭団体

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人材活性化推進室)